

平成31年4月1日以降は、一括有期事業開始の際の事務手続きの一部が不要になります

問 当社は愛知県で建設業を営んでいます。このたび、福井県に住んでいる友人から自宅の改築工事を請負金額500万円です。請負金額500万円です。請け負うことになりましたが、どのように労災保険の申告をしたらよい



か教えてください。

答

「単独有期と一括有期」建設工事の労災保険は、大小にかかわらず現場ごとに一つの事業として保険の成立をしていただく

のが基本です（単独有期事業）。

しかし、一定の要件を満たした場合、年度ごとにそれぞれの事業をまとめて保険手続きをすることができ（一括有期事業）。

小規模な建設事業を年間通じて数多く行う場合に、事業（工事）の開始、終了の都度に保険手続きを行うことは事業主にとってわずらわしいことです。

そこで、一定の要件を満たせばそれぞれの事業（工事）をまとめて一つの保険関係で処理することができ（一括有期事業）といえます。

なお、平成31年4月1日より一括の要件が変更しますのでご注意ください。

「一括有期事業の要件（平成31年4月1日以降は、下記の要件③が廃止）」

①事業主が同一人であること。

②それぞれの事業の規模が、概算保険料を計算してみた場合、その額が160万円未満であつて、かつ、請負金額（消費税抜き）が1億8000万円未満であること。

③愛知県下の事務所で保険加入する場合は、事業（工事）が愛知県、岐阜県、静岡県、三重県、長野県で行われるものであること。（機械装置の組み立てまたは据え付けの事業は全国）。

今回ご質問のありました福井県で行われる請負金額500万円の改築工事に係る保険料申告は、工事開始年月日が平成31年3月31日以前の場合は

「単独有期事業」として保険の成立をしていただくこととなりますが、工事開始年月日が平成31年4月1日以降の場合は「一括有期事業」として申告することが可能です。

また、一括有期事業開始の際の事務手続きの変更により、平成31年4月1日より、一括有期事業開始届の提出は不要となります。

「一括有期事業開始の際の事務手続きの変更」

平成31年4月1日以降は、行政手続きの簡素化により事業主の事務負担を軽減するための取り組みとして、労働保険に関する法令を改正し、以下のふたつが廃止となりました。

1、一括有期事業開始届の廃止
一括有期事業を行う事

業主は、それぞれの事業を開始したとき、翌月10日までに一括有期事業開始届を所轄の労働基準監督署長に提出する必要があります。しかし、平成31年4月1日以降に開始する一括有期事業については、この一括有期事業開始届が廃止されるため、提出する必要がなくなります。

2、一括有期事業の地域要件の廃止

一括される有期事業については地域要件が定められており、定められた地域の範囲外で行われる事業は一括されず、個別に有期事業として成立させる必要があります。平成31年4月1日以降に開始する有期事業については、この地域要件が廃止されるため、遠隔地で行われるものも含めて一括されることとなります。